

<令和8年度 熊本県放課後児童支援員認定資格研修 Q&A>

	質 問	回 答
1	受講資格の要件にある経験年数は、どの時点で満たす必要があるか。受講申込の時点で必要な経験年数を満たしていなければ、研修の受講申込は出来ないのか。	原則として、受講申込の時点で経験年数を満たしていることを想定していますが、研修修了までに必要な経験年数を満たす見込みであれば、研修の受講申込は可能です。ただし、研修修了時点で必要な経験年数を満たせなかった場合は、必要な経験年数を満たすまで修了証の発行が留保されますので、御注意ください。
2	2年間の従事経験は、連続した2年間でなくても良いのか。	連続した期間でなくても可能です。 合計で2年間以上となるよう、それぞれの従事（勤務）場所発行の従事証明を添付してください。 ただし、常勤の2年間と非常勤の2年間では経験に大きな開きが出ます。非常勤の場合は従事期間は2年間かつ2000時間相当を目安にしてください。
3	保育所等の児童福祉施設で、事務員や栄養士として2年以上働いていた場合、受講資格を満たすことになるのか。	受講資格を満たしません。 児童福祉事業に従事した者については、直接的に子どもと関わる業務に従事した者に限られます。したがって、施設の経営者、事務員、栄養士などの業務は対象外となります。
4	高等学校若しくは中等教育学校を卒業した証明として、大学の卒業証明書でも可能か。	原則、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した証明を添付してください。
5	科目免除に該当がある場合でも受講することは可能か。	可能です。 最新の情報を学ぶ機会ですので、積極的に受講してください。
6	免除科目を受講した場合、レポートの提出は必要か。	科目免除申請を提出した科目については、実際受講してもレポート提出は必須ではありません。
7	申込書の連絡先は、勤務しているクラブの連絡先を記入するのか。	勤務先ではなく、本人の連絡先を記載してください。研修当日に緊急で連絡することがありますので、日中連絡のとれる個人の携帯電話等が望ましいです。
8	放課後児童クラブに2年間従事した経験をもとに受講する場合の受講資格は何番か。	受講申込書の受講資格：放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する基準の③（児童福祉事業に従事したもの）になります。

		⑨の放課後児童健全育成事業に類似する事業とは、放課後子供教室、民間学童やプレイパーク等を指します。
9	受講資格④（教員免許状保有者）について、教員免許資格の更新を行っていないが有効か。	失効している方についても、対象となります。 ※こども家庭庁「放課後児童健全育成事業に係る Q&A（R8.4.8）_No.47 参照
10	一部科目修了証について、有効期限はあるか。	有効期限は、翌年度実施の認定資格研修までです。
11	児童館での2年間の従事経験（児童の遊びを指導する者）をもとに受講する場合の受講資格は何番か。	児童館は児童福祉法に規定する児童厚生施設に該当するため、受講資格③（高卒以上で児童福祉事業従事2年以上）になります。
12	受講者が計画的に、研修期間4日間のうち3日間のみ出席し、その分の一部科目修了証を入手し、翌年度未履修科目を履修して認定資格を入手することは可能か。	不可。 病気等のやむを得ない理由により欠席した場合に一部科目修了書を発行するもので、計画的な未履修を前提とするものではありません。研修受講申込は各回の研修期間4日間出席を原則とします。
13	2年間の従事経験のうち、常勤と非常勤の期間が混じっている場合、従事証明書には、どのように記載すべきか。	従事期間は非常勤・常勤を含めた期間を記入してください。 また、従事内容欄に非常勤の期間及び非常勤期間を含めて従事時間が2,000時間相当であることを記入してください。
14	受講資格③（高卒で2年以上児童福祉事業従事）の児童福祉事業にはどのような事業が含まれるのか。	児童福祉法に規定された事業、施設が対象となり、保育園、放課後等デイサービス、児童発達支援、児童館などが挙げられます。
15	受講資格⑤は、大学卒業であれば、どの学部でも構わないのか。	社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学の6つの分野の学部限定されます（名称は各大学によって様々のため、各大学に御確認ください）。 6つの分野の学部でない場合（農学部や商学部）は、6つの分野の科目を履修していることを確認するため、大学の卒業証明書や学位記等での確認が必要となります。学位が要件に該当しているかどうかは文部科学省が示している「学科系統分類表」等で確認をお願いします。 ※こども家庭庁「放課後児童健全育成事業に係る Q&A（R7.4.1）_No.44 参照

16	受講資格①の証明書類として、保育士試験合格通知書や保育士（保母）資格取得証明書を提出してよいのか。	不可。 保育士試験合格通知書や保育士（保母）資格取得証明書は、「保育士と<u>なる</u>資格を有することを証明する書類」であり、国家資格である保育士<u>である</u>ことを証明する書類にはなりません。（R5.9.12 こども家庭庁確認済） なお、保育士登録の手続き中である場合は、保育士登録申請書の写しを添付するか、その旨を合格通知書や資格取得証明書に追記して提出後、保育士証を入手次第、速やかに保育士証の写しを提出してください。
----	--	--

<注意事項>

- ・氏名については、添付の証明書と同じ漢字を受講申込書に記載ください。
- ※特に、「崎」、「高」、「濱」、「濱」、「恵」など常用漢字でない場合に受講申込書に略字で記載されると、添付の証明書類と照合できませんので、御注意ください。